

第 1 回静岡市水道料金等懇話会資料

静岡市企業局水道部

目 次

静岡市水道料金等懇話会設置目的等について （懇話会の目的・今後のスケジュール・内容等）	資料1
・・・・・・・・	1～2
静岡市水道事業の概要、現状及び課題について	資料2
・・・・・・・・	3～10
静岡市水道事業財政運営の状況について	資料3
・・・・・・・・	11～12
1市3制度となっている水道料金体系について	資料4
・・・・・・・・	13～19
その他	資料5
・・・・・・・・	20

< 静岡市水道料金等懇話会設置要綱より >

(設置)

第 1 条 適正な水道に係る料金及び手数料（以下「水道料金等」という。）について広く意見を求めるため、静岡市水道料金等懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会の所掌事務は、水道料金等に関して総合的に検討し、静岡市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に対して意見を述べることとする。

< 今後の日程及び内容 >

回数	日 程	内 容
1	平成 19 年 6 月 12 日(火)	懇話会の目的、水道事業の概要、現状の説明 (財政運営状況・現行料金体系等) 課題
2	平成 19 年 7 月 17 日(火)	財政運営の見通しと水道料金等の概要、新料金体系等素案説明
3	平成 19 年 8 月 21 日(火)	新料金体系等素案に関する意見交換
4	平成 19 年 9 月 18 日(火)	新料金体系等素案に関する意見交換
5	平成 19 年 10 月 16 日(火)	新料金体系等素案に関する意見取りまとめ

静岡市水道料金等懇話会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、適正な水道に係る料金及び手数料(以下「水道料金等」という。)について広く意見を求めるため、静岡市水道料金等懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、水道料金等に関して総合的に検討し、静岡市公営企業管理者(以下「管理者」という。)に対して意見を述べることとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

(1) 水道事業に関係する団体に所属する者

(2) 学識経験がある者

(3) 市民

3 管理者は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成19年12月28日までとする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企業局水道部水道総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

静岡市水道事業の概要、現状及び課題について

1 水道事業の沿革

旧静岡・旧清水両市は、合併に伴い平成 15 年 4 月 1 日をもって新たな「静岡市」が設置されることになりました。

これに伴い、水道事業においても平成 15 年 3 月 31 日付けで、旧両市各々の事業廃止許可を、また、同年 4 月 1 日付けで経営認可を得ることとなりました。

その後、蒲原町との合併に伴う水道事業の統合及び和田島浄水場における浄水方法の変更について、平成 18 年 3 月 30 日変更認可（第 1 回）を受け、現在に至っています。

創設認可事業(認可内容)

事業名	認可年月日	認可番号	目標年度	計画給水人口	1日最大給水量	1人1日最大給水量
創設	平成 15 年 4 月 1 日	厚生労働省発健 第 0401002 号	H22	697,000 人	339,600 m ³	487 ℓ
経営変更 (第 1 回)	平成 18 年 3 月 30 日	厚生労働省発健 第 0330013 号	H22	710,250 人	347,400 m ³	489 ℓ

なお、創設認可されるまでのそれぞれの水道事業は、次のとおりです。

旧静岡市（静岡地区）は、安倍川流域内にあり、良質で豊富な地下水に恵まれ、古くから掘り抜き井戸の水を飲料水として使用していました。

都市化の進展とともに、井戸における水質上の問題が発生し、衛生面及び保安上の観点から水道の設置が急務となり、昭和 3 年 3 月牛妻地区の伏流水を水源とした事業認可を得て、昭和 8 年 6 月給水を開始しました。

昭和 29 年に地下水を水源とする与一取水場（第 2 水源地）を整備し、その後は 13 か所の取水井を築造するなど 7 回の拡張事業を重ね、平成 15 年 4 月 1 日の新市誕生まで創設以来 75 年に渡り県都静岡市にとって欠くことのできない水道事業の運営がなされました。

旧清水市（清水地区）は、清水と名が示すように、市の一角には非常に清らかな水が湧き出ていました。

しかし、全国屈指の貿易港となった清水港には、出入りの船が年々増加し、貿易振興のため、水道の設置が急がれたため、大正 15 年 11 月には興津川の表流水を水源とする水道事業の認可を得て、昭和 7 年 4 月給水を開始することとなりました。

水需要の増加に対して八木間ポンプ場（取水施設）を築造し、その後は谷津浄水場や配水池を築造するなど 5 回の拡張事業を重ね、平成 15 年 4 月の新市誕生までの 77 年間に渡り、貿易等の産業や市民生活の上から必須となる水道事業の運営が行われました。

旧蒲原町（蒲原地区）は、人口の増加や防火等に対応するため、昭和 28 年 2 月向田川の表流水を水源とした事業認可を得て、昭和 31 年 3 月給水を開始しました。

その後は、配水池を築造するなど 5 回の拡張事業を重ね、平成 18 年 3 月の新市誕生までの 51 年間に渡り、産業や市民生活上欠かすことのできない水道事業の運営が行われました。

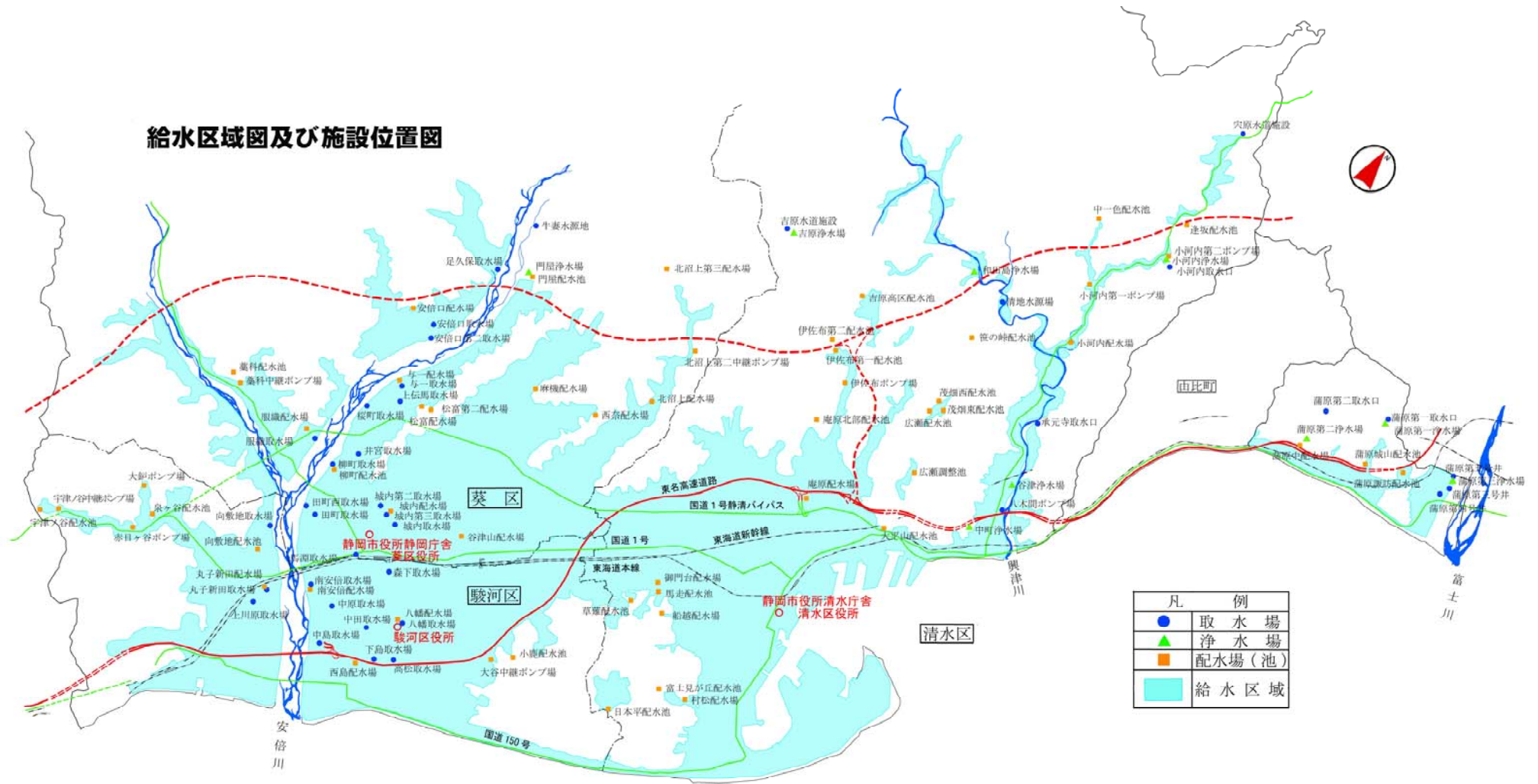
- 旧静岡市
創 設 昭和 3年 3月
給水開始 昭和 8年 6月
計画一日最大給水量
16,600 m³
水 源 安倍川

- 旧清水市
創 設 大正15年11月
給水開始 昭和 7年 4月
計画一日最大給水量
15,300 m³
水 源 興津川

- 旧蒲原町
創 設 昭和28年2月
給水開始 昭和31年8月
計画一日最大給水量
3,000 m³
水 源 向田川



給水区域図及び施設位置図



凡 例	
●	取水場
▲	浄水場
■	配水場(池)
■	給水区域

2 主要施設の状況

取水施設

地 区	水 源	水源数（箇所・形状）	取水能力（m ³ /日）
静岡地区	伏流水	1 箇所	5 5 , 6 0 0 m ³
	地下水	2 7 施設（深井戸 32 本、浅井戸 2 本）	1 6 5 , 5 8 3 m ³
	計	2 8 施設	2 2 1 , 1 8 3 m ³
清水地区	表流水	4 箇所	1 2 5 , 9 0 0 m ³
	地下水	4 施設（深井戸 3 本、浅井戸 3 本）	1 8 , 5 0 0 m ³
	湧 水	1 箇所	1 4 5 m ³
	計	9 施設	1 4 4 , 5 4 5 m ³
蒲原地区	表流水	2 箇所	2 , 1 0 0 m ³
	地下水	3 施設（深井戸 3 本）	5 , 8 0 0 m ³
	計	5 施設	7 , 9 0 0 m ³

浄水施設

地 区	施設名	処理方法
静岡地区	門屋浄水場	緩速ろ過、急速ろ過（18 年開始）
清水地区	中町浄水場	緩速ろ過
	小河内浄水場	緩速ろ過
	谷津浄水場	急速ろ過
	吉原浄水場	急速ろ過
	和田島浄水場	膜ろ過(19 年開始)
蒲原地区	蒲原第 1 浄水場	緩速ろ過
	蒲原第 2 浄水場	緩速ろ過

配水施設

地 区	配水池数	貯留量（m ³ ）
静岡地区	2 4 箇所	8 9 , 1 3 1 m ³
清水地区	3 1 箇所	6 6 , 6 3 8 m ³
蒲原地区	4 箇所	5 , 2 2 1 m ³

施設の写真集として「静岡市の水」を、添付してありますのでご参考にして下さい。

3 水道事業の業務状況

給水人口（単位：人）

地 区	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
静岡地区	435,947	435,772	683,356	685,468	684,942
清水地区	233,868	233,106			
蒲原地区	13,037	13,040	13,188	13,132	12,969
計	682,852	681,918	696,544	698,600	697,911

給水戸数（単位：世帯）

地 区	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
静岡地区	166,265	168,122	261,426	262,549	262,768
清水地区	82,365	83,083			
蒲原地区	4,739	4,755	4,785	4,869	4,920
計	253,369	255,960	266,211	267,418	267,688

年間総配水量（単位：m³）

地 区	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
静岡地区	57,798,816	57,298,361	90,214,558	90,454,051	89,919,321
清水地区	34,809,015	34,261,322			
蒲原地区	2,407,366	2,209,031	2,055,157	2,039,211	2,045,412
計	95,015,197	93,768,714	92,269,715	92,493,262	91,964,733

年間有収水量（単位：m³）

地 区	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
静岡地区	48,682,043	48,249,231	76,862,803	77,066,852	77,230,708
清水地区	30,249,034	29,773,089			
蒲原地区	1,919,867	1,862,624	1,748,937	1,759,838	1,771,327
計	80,850,944	79,884,944	78,611,740	78,826,690	79,002,035

有収率（単位：％） 年間有収水量/年間総配水量×100

地 区	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
静岡地区	84.2	84.2	85.2	85.2	85.9
清水地区	86.9	86.9			
蒲原地区	79.7	84.3	85.1	86.3	86.6

4 現状と課題

平成 17 年 3 月 水道事業基本構想・基本計画策定

本市では、水道事業を取り巻く環境の変化に対応した、新市にふさわしい新たな水道事業を推進するため、「新たな都市（まち）の明日に向かう水道」を基本理念とする「静岡市水道事業基本計画」を策定しました。

この実現に向け、今後の水道事業の進むべき方向を明らかにする「6つの基本方針」を策定し、主な課題として位置付け、安全で安定的な飲料水を供給し、暮らしの基盤である安全、安心、快適な市民生活が実現できるよう、それらの課題に対応した取組みを進めることとしています。

なお、策定期間の関係で、旧蒲原町については触れていませんが、合併時の建設計画事業を取組み実施しております。

基本方針、主な施策

(1)地震・濁水対策の充実

- ・水の相互運用 南部ルート（平成 17、18 年度 11 億円）
北部ルート（平成 19～26 年度 35 億円）
- ・施設の耐震化等整備 南安倍取水場管理棟耐震補強工事（平成 17～20 年度 1 億円）
谷津浄水場管理棟耐震補強工事（平成 17～20 年度 2 億円）
蒲原第 3 浄水場改良工事（平成 18～20 年度 3 億円）
蒲原第 1 浄水場改良工事（平成 21～23 年度 3 億円）
門屋浄水場緩速ろ過施設改修工事（平成 18～22 年度 15 億円）

(2)安全性の確保と快適性の向上

- ・水質試験センター建設（平成 17～19 年度 5 億円）

(3)安定した給水の確保

- ・門屋浄水場急速ろ過施設建設（平成 17、18 年度 14 億円）
- ・和田島浄水場膜ろ過施設建設（平成 18、19 年度 8 億円）
- ・清水区吉原地区整備(中継ポンプ場、配水場築造等)事業（平成 18、19 年度 3 億円）
- ・駿河区長田ブロック配水(鎌田配水場築造等)事業
（鎌田配水場建設 平成 19～24 年度 18 億円）
- ・静岡駅北配水池建設（平成 20～23 年度 8 億円）
- ・経年配水管等布設替（平成 17～26 年度 124 億円）

(4)顧客サービスの向上

- ・コンビニエンスストアでの水道料金の納付（平成 18 年 2 月 収納開始）
- ・上下水道お客様サービスセンターの開設（平成 19 年 2 月 開設）

(5)環境保全の推進

- ・太陽光発電システム(クリーンエネルギー)の導入
門屋浄水場の屋上に設置（平成 18 年 9 月設置 設置年度 10,316kwh 発電）

(6)経営の健全化

- ・定員管理計画（平成 17～21 年度 175 人 165 人）
- ・水道料金体系の一元化



Ⅲ 静岡市水道事業財政運営の状況について

資料3

(1) 収益的収支 … 水道水を供給するための費用と収益（施設の維持管理や料金の徴収事務などにかかる経費）

(収入)

(単位:千円)

年度 区分	14年度 決算額				15年度 決算額			16年度 決算額			17年度 決算額			18年度 決算見込
	(旧静岡)	(旧清水)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	
水道料金	6,813,717	3,759,717	212,761	10,786,195	10,369,678	197,275	10,566,953	10,401,916	198,062	10,599,978	10,422,537	199,580	10,622,117	10,383,125
その他	286,191	106,722	7,864	400,777	333,046	16,607	349,653	328,488	7,746	336,234	312,056	8,491	320,547	282,449
計	7,099,908	3,866,439	220,625	11,186,972	10,702,724	213,882	10,916,606	10,730,404	205,808	10,936,212	10,734,593	208,071	10,942,664	10,665,574

(支出)

(単位:千円)

年度 区分	14年度 決算額				15年度 決算額			16年度 決算額			17年度 決算額			18年度 決算見込
	(旧静岡)	(旧清水)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	
人件費(退職金含む)	1,032,789	615,867	45,030	1,693,686	1,620,002	41,266	1,661,268	1,557,716	39,911	1,597,627	1,496,362	40,361	1,536,723	1,583,880
委託料	586,198	258,232	8,503	852,933	732,331	7,236	739,567	807,656	7,266	814,922	754,399	7,861	762,260	866,018
修繕料	283,996	493,297	25,422	802,715	925,132	35,447	960,579	831,528	33,580	865,108	1,038,644	24,758	1,063,402	952,125
動力費	250,643	179,127	14,553	444,323	419,443	11,247	430,690	414,997	14,345	429,342	407,903	15,515	423,418	431,720
支払利息	1,173,108	601,824	24,971	1,799,903	1,713,912	24,804	1,738,716	1,584,641	25,574	1,610,215	1,457,087	26,151	1,483,238	1,453,929
減価償却費	1,010,434	1,048,060	49,199	2,107,693	1,888,869	53,106	1,941,975	1,939,395	55,856	1,995,251	2,005,845	58,167	2,064,012	2,220,595
その他	1,488,798	350,871	20,999	1,860,668	1,458,159	10,755	1,468,914	1,481,369	9,732	1,491,101	1,614,028	9,967	1,623,995	1,655,216
計	5,825,966	3,547,278	188,677	9,561,921	8,757,848	183,861	8,941,709	8,617,302	186,264	8,803,566	8,774,268	182,780	8,957,048	9,163,483

(収支差引)

(単位:千円)

年度 区分	14年度 決算額				15年度 決算額			16年度 決算額			17年度 決算額			18年度 決算見込
	(旧静岡)	(旧清水)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	
当年度純利益	1,273,942	319,161	31,948	1,625,051	1,944,876	30,021	1,974,897	2,113,102	19,544	2,132,646	1,960,325	25,291	1,985,616	1,502,091

※ 数値については税抜き

(2) 資本的収支 … 水道施設を整備・拡充するための経費とそれに伴う資金収入

(収入)

(単位:千円)

年度 区分	14年度 決算額				15年度 決算額			16年度 決算額			17年度 決算額			18年度 決算見込
	(旧静岡)	(旧清水)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	
企業債	800,000	441,700	90,000	1,331,700	1,590,000	110,000	1,700,000	2,340,000	90,000	2,430,000	2,100,000	60,000	2,160,000	3,253,400
国庫支出金	25,002	0	15,000	40,002	149,101	0	149,101	109,488	0	109,488	115,334	0	115,334	215,854
他会計支出金	44,453	2,372	30,000	76,825	107,205	0	107,205	105,138	0	105,138	176,146	0	176,146	26,328
工事負担金	566,811	170,543	0	737,354	659,761	0	659,761	668,652	1,312	669,964	564,677	13,000	577,677	255,999
その他	0	45,396	0	45,396	7,787	0	7,787	30	0	30	79,279	0	79,279	1,773
計	1,436,266	660,011	135,000	2,231,277	2,513,854	110,000	2,623,854	3,223,308	91,312	3,314,620	3,035,436	73,000	3,108,436	3,753,354

(支出)

(単位:千円)

年度 区分	14年度 決算額				15年度 決算額			16年度 決算額			17年度 決算額			18年度 決算見込
	(旧静岡)	(旧清水)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	
建設改良費	3,230,960	1,417,655	189,770	4,838,385	4,395,826	158,151	4,553,977	4,595,898	116,423	4,712,321	5,091,132	94,122	5,185,254	5,273,694
企業債償還金	1,177,307	623,920	19,845	1,821,072	1,931,603	19,971	1,951,574	2,070,225	21,314	2,091,539	2,085,097	16,958	2,102,055	2,412,572
計	4,408,267	2,041,575	209,615	6,659,457	6,327,429	178,122	6,505,551	6,666,123	137,737	6,803,860	7,176,229	111,080	7,287,309	7,686,266

(収支差引)

(単位:千円)

年度 区分	14年度 決算額				15年度 決算額			16年度 決算額			17年度 決算額			18年度 決算見込
	(旧静岡)	(旧清水)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	(静岡)	(旧蒲原)	(合算)	
不足額	△ 2,972,001	△ 1,381,564	△ 74,615	△ 4,428,180	△ 3,813,575	△ 68,122	△ 3,881,697	△ 3,442,815	△ 46,425	△ 3,489,240	△ 4,140,793	△ 38,080	△ 4,178,873	△ 3,932,912

※ 数値については税込み

IV 1市3制度になっている水道料金体系について

静岡地区（口径別従量料金制）

（1）料金改定の経緯

施行日	平均改定率	備考
平成5年4月1日	31.31%	
平成9年4月1日	16.05%	
平成13年4月1日	8.48%	現行料金

（2）現行料金表（1ヶ月あたり）

（ア）基本料金

（消費税込み）

メーターの口径	金額
13mm	430.50円
20mm	
25mm	693.00円
40mm	2,163.00円
50mm	3,202.50円
75mm	8,011.50円
100mm	13,639.50円
150mm	29,841.00円

（イ）従量料金

メーターの口径	金額
10m ³ までの分	67.20円
10m ³ を超え20m ³ までの分	120.75円
20m ³ を超え50m ³ までの分	160.65円
50m ³ を超え100m ³ までの分	186.90円
100m ³ を超え500m ³ までの分	206.85円
500m ³ を超える分	220.50円

清水地区（用途別従量料金制）

（１）料金改定の経緯

施行日	平均改定率	備考
昭和57年4月1日	25.00%	
平成4年4月1日	20.00%	
平成9年4月1日	22.15%	現行料金

（２）現行料金表（1ヶ月あたり）

（ア）給水料金

（消費税込み）

用途	料金区分		料金	
	基本	超過	基本	超過
	水量	料金	水量	料金(1m ³ につき)
家事用	10m ³ まで	682.50円	10m ³ を超え 20m ³ まで	115.50円
			20m ³ を超え 50m ³ まで	136.50円
			50m ³ を超え100m ³ まで	157.50円
			100m ³ を超え500m ³ まで	183.75円
			500m ³ を超えるもの	210.00円
業務用	10m ³ まで	756.00円	10m ³ を超え 20m ³ まで	136.50円
			20m ³ を超え 50m ³ まで	162.75円
			50m ³ を超え100m ³ まで	189.00円
			100m ³ を超え500m ³ まで	220.50円
			500m ³ を超えるもの	246.75円
日本平観光地給水用	10m ³ まで	1,533.00円	10m ³ を超え1,000m ³ まで	204.75円
			1,000m ³ を超えるもの	252.00円
船舶給水用	15m ³ まで	4,567.50円	15m ³ を超えるもの	304.50円

（イ）大口口径施設特別使用料金

（消費税込み）

口径	料金	口径	料金	口径	料金
40mm	2,520円	75mm	12,705円	150mm	44,835円
50mm	6,300円	100mm	25,620円	200mm	83,370円

蒲原地区 (用途別従量料金制)

(1) 料金改定の経緯

施行日	平均改定率	備考
平成8年4月1日	12.10%	
平成9年4月1日	2.00%	
平成11年10月1日	14.80%	現行料金

(2) 現行料金表(1ヶ月あたり)

(ア) 水道使用料金

(消費税込み)

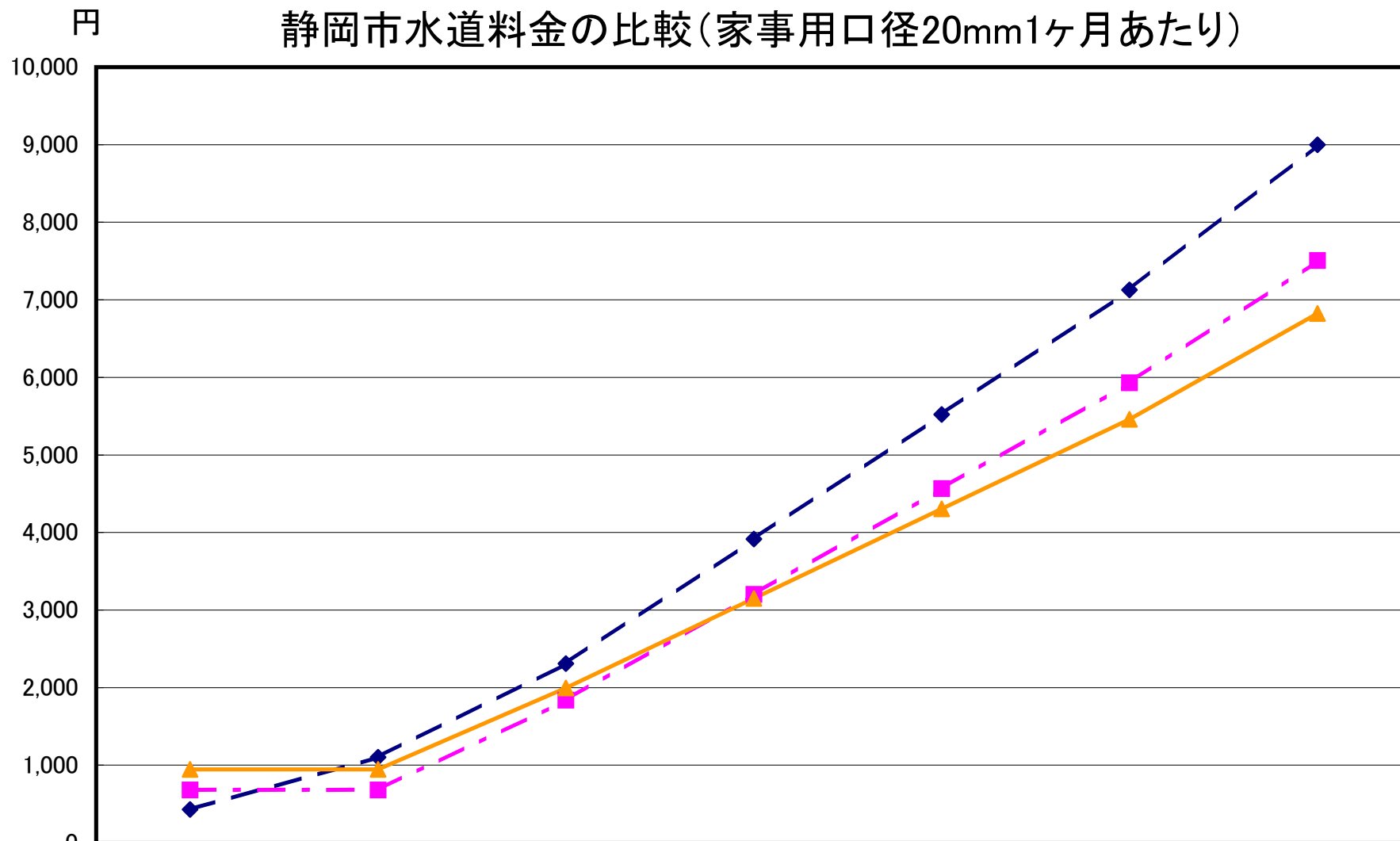
種別	用途	基本料金 (1月につき10m ³ まで)	超過料金(1m ³ につき)	
		料金	水量	料金
専用	一般用	840.00円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	105.00円
			20 m ³ を超え 50 m ³ まで	115.50円
			50 m ³ を超え 150 m ³ まで	136.50円
			150m ³ を超えるもの	157.50円
	臨時用	2625.00円	10m ³ を超えるもの	262.50円
共用	一般用 (一世帯)	840.00円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	105.00円
			20 m ³ を超え 50 m ³ まで	115.50円
			50 m ³ を超え 150 m ³ まで	136.50円
			150m ³ を超えるもの	157.50円

(イ) メーター使用料金

(消費税込み)

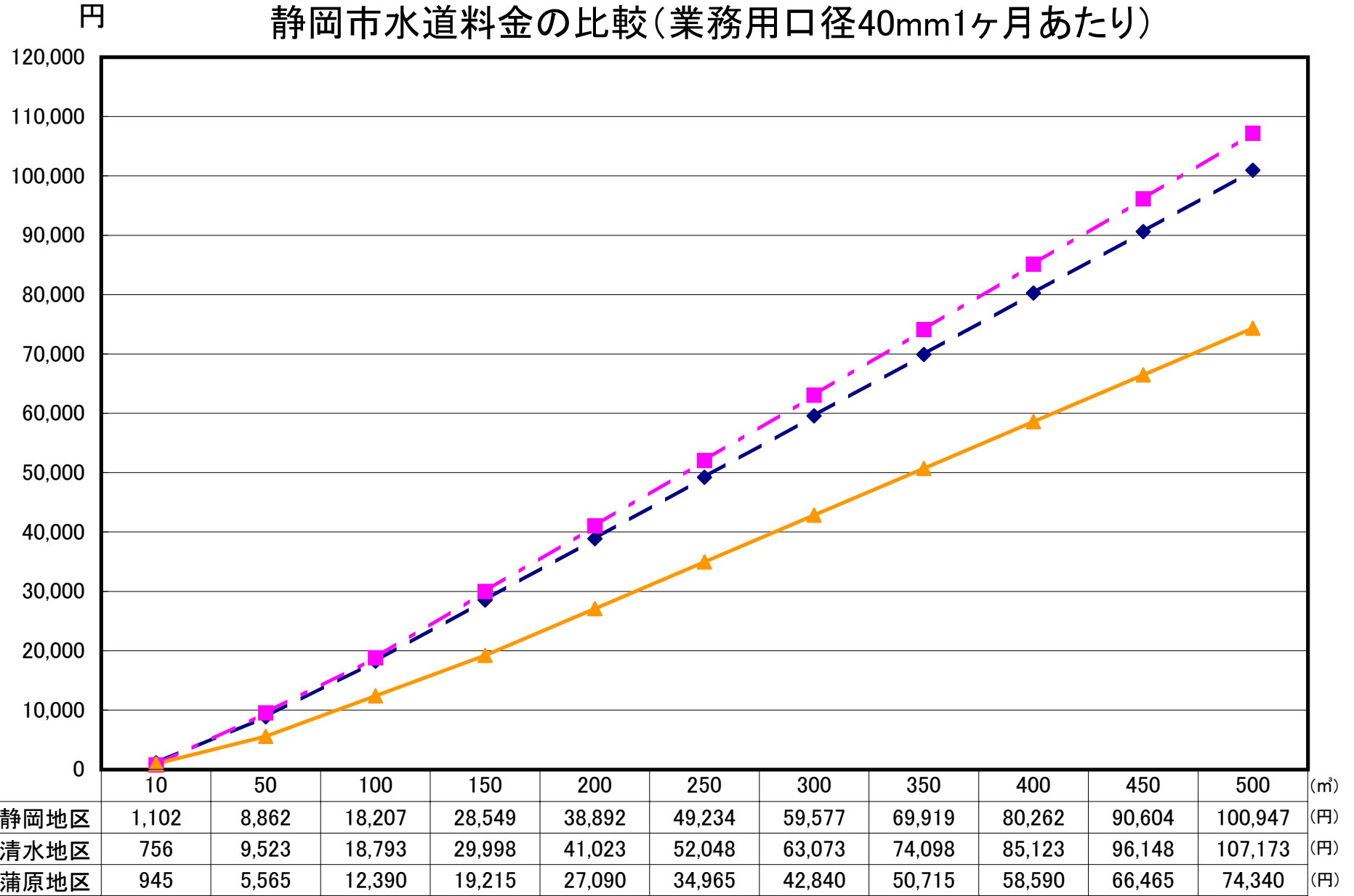
口径	料金
13mm	52.50円
20mm	105.00円
25mm	126.00円
30mm	178.50円
40mm	210.00円
50mm	1470.00円
75mm	1680.00円
100mm	2100.00円

静岡市水道料金の比較(家事用口径20mm1ヶ月あたり)



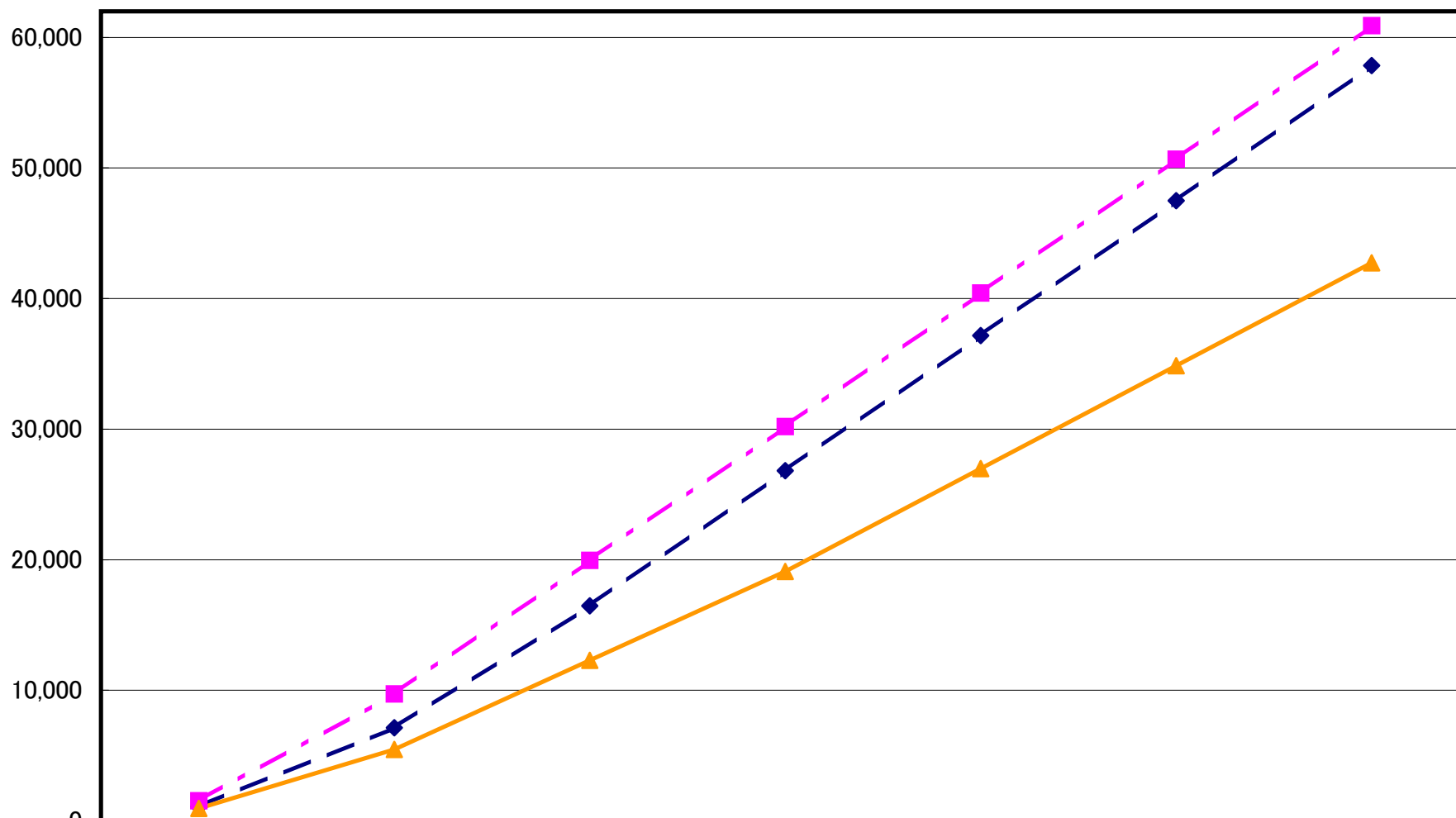
	0 m³	10 m³	20 m³	30 m³	40 m³	50 m³	60 m³
◆ 静岡地区	430 円	1,102 円	2,310 円	3,916 円	5,523 円	7,129 円	8,998 円
■ 清水地区	682 円	682 円	1,837 円	3,202 円	4,567 円	5,932 円	7,507 円
▲ 蒲原地区	945 円	945 円	1,995 円	3,150 円	4,305 円	5,460 円	6,825 円

静岡市水道料金の比較(業務用口径40mm1ヶ月あたり)



円

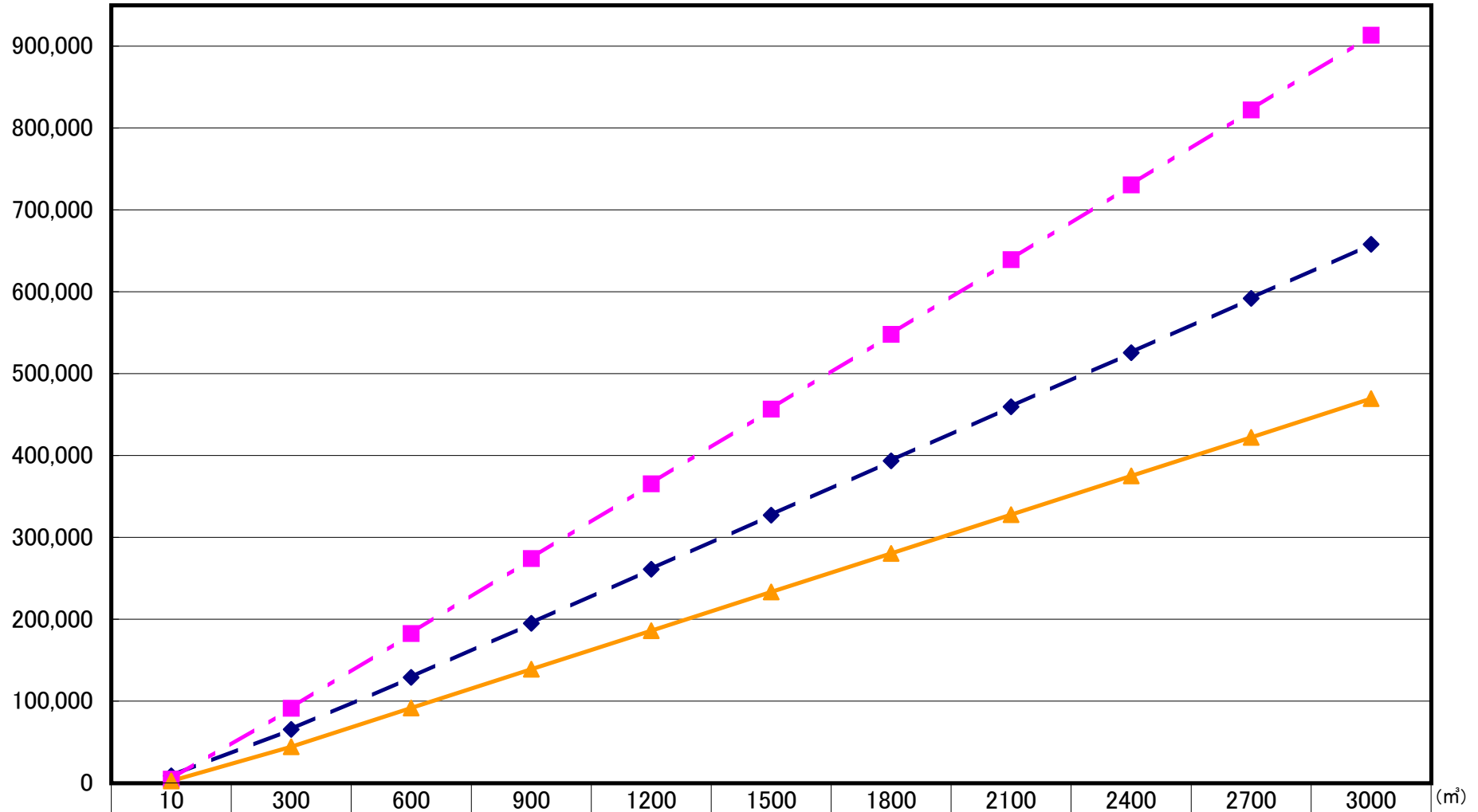
静岡市水道料金の比較(日本平用口径20mm1ヶ月あたり)



	10 m ³	50 m ³	100 m ³	150 m ³	200 m ³	250 m ³	300 m ³
◆ 静岡地区	1,102 円	7,129 円	16,474 円	26,817 円	37,159 円	47,502 円	57,844 円
■ 清水地区	1,533 円	9,723 円	19,960 円	30,198 円	40,435 円	50,673 円	60,910 円
▲ 蒲原地区	945 円	5,460 円	12,285 円	19,110 円	26,985 円	34,860 円	42,735 円

静岡市水道料金の比較(船舶用口径75mm1ヶ月あたり)

円



◆ 静岡地区	8,683	65,425	128,845	194,995	261,145	327,295	393,445	459,595	525,745	591,895	658,045	(円)
■ 清水地区	4,567	91,350	182,700	274,050	365,400	456,750	548,100	639,450	730,800	822,150	913,500	(円)
▲ 蒲原地区	2,520	44,310	91,560	138,810	186,060	233,310	280,560	327,810	375,060	422,310	469,560	(円)

V その他

給水装置の審査・検査手数料

(1) 現行手数料の設定時期

静岡地区	平成10年4月1日
清水地区	〃
蒲原地区	〃

(2) 現行手数料

(ア) 審査手数料

口径 地区	25mm以下 (円)	30mm・40mm (円)	50mm以上 (円)
静岡地区	2,610	3,630	7,540
清水地区	2,000		
蒲原地区	2,000		

(イ) 検査手数料

口径 地区	25mm以下 (円)	30mm・40mm (円)	50mm以上 (円)
静岡地区	3,190	4,430	9,220
清水地区	1,000		
蒲原地区	3,000		